

平成 20 年度

定額給付金、子育て応援特別手当の申請期限がせまっています

申請期限は平成 21 年 10 月 15 日(木)です！

定額給付金、平成20年度子育て応援特別手当の申請期限は平成21年10月15日(木)（郵送申請の場合は同日消印有効）です。申請期限を過ぎると、定額給付金、子育て応援特別手当を受け取ることができませんので、まだ申請を済まされていない方は、早急に申請してください。

申請書が届いていない方はご連絡ください

西条市で定額給付金、平成20年度子育て応援特別手当の給付対象になると思われるのに、申請書がお手元に届いていない方や紛失された方などは、早急に定額給付金事務局までご連絡ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

定額給付金事務局から、市民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話でお問い合わせすることは絶対にありません。

自宅や職場などに国や県、市役所（の職員）などをかかった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりした場合は、右記のところへご連絡ください。

申請方法

申請書に必要事項を記入・押印（スタンプ印不可）し、次の書類を添付の上、先に送付済みの返信用封筒に入れて、定額給付金事務局へ返送、または下記担当窓口へ提出してください。

■添付書類

- 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など）のコピー
※外国人は外国人登録証明書のコピー
- 振込先口座の通帳（見開きページ）またはキャッシュカードのコピー

○西条市役所定額給付金事務局

TEL0897-52-1492 TEL0897-56-5316
TEL0897-56-5317

○西条警察署生活安全課 TEL0897-56-0110

○西条西警察署生活安全課 TEL0898-64-0110

○警察相談電話 TEL0120-31-9110

定額給付金、子育て応援特別手当の担当窓口

○西条市役所 定額給付金事務局（市庁舎別館5階）

TEL0897-52-1492 TEL0897-56-5316 TEL0897-56-5317 ※いずれの番号も直通で事務局につながります。

○東予総合支所市民福祉課（1階）、丹原総合支所市民福祉課（1階）、小松総合支所市民福祉課（1階）

【窓口の開設時間】 月～金曜日（祝日除く） 8時30分～17時15分

D V 被害者の方へ

申請期間：10月1日(木)～30日(金)

平成21年度 子育て応援特別手当の事前申請を受け付けます

平成21年度の子育て応援特別手当の申請受付を、12月中旬から開始する予定です。

ただし、平成21年10月1日時点（基準日）におけるDV被害者の方で、右記の要件に該当する方については、事前申請を受け付けます。

本来の申請・受給者は、対象児童の属する世帯の世帯主ですが、事前申請を行うことによって、DV被害者の方が手当を受給することができます。

■対象児童

平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子ども）です。

■支給額 対象児童1人当たり36,000円

事前申請の対象者・支給要件

■事前申請の対象者

基準日現在において、対象児童の属する世帯で、配偶者からの暴力によって、住民票とは別の住所（市内外を問わない）に居住している方

■支給要件

基準日以前において、公的機関が配偶者からの暴力があったことを証明できること

■DV被害者以外の方は12月中旬から受付開始予定

該当する世帯の世帯主の方へ郵送で申請書を送付します。詳しくは、12月号の広報紙でお知らせします。

申請窓口・問合せ

●市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1337

●各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）